

真庭市図書館基本計画

～本の香りがするまちづくり～

(2020.9.27 現状記入版)

平成 27 年 6 月

真庭市教育委員会

はじめに

平成24年11月に策定した真庭市図書館基本構想では、「市民一人ひとりが生涯を通じて世代に応じた学習を自由に主体的に取り組み、自己を高めるとともに、お互いが認め合い、共生していくためには、市民だれもが『いつでも、どこでも』自由に学習機会を選択して学ぶことが出来る『生涯学習社会の構築』を目指していくことが重要」であることを基本方針とし、その実現に向けて生涯学習を総合的に進めるための拠点として、図書館は今後一層の充実が求められる施設であることと位置づけています。

これまで、この真庭市図書館基本構想を基に市立図書館ホームページの開設や図書検索システムの導入などインフラ整備に努めるとともに、市内広域利用促進を目的とした施設間の配送システムの運用など図書館サービスの充実を図ってきました。

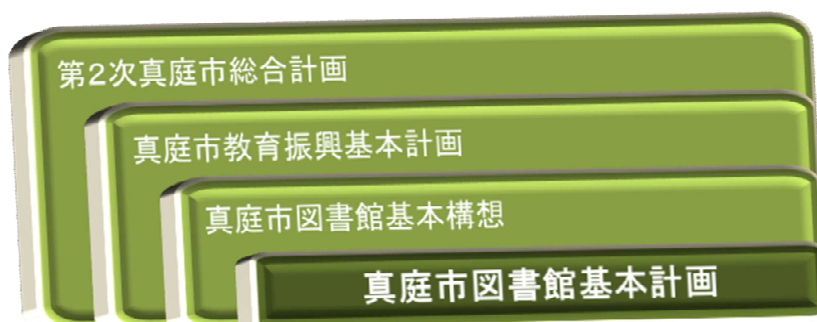
この度、真庭市図書館基本構想の考え方を具体化し、“本の香りがするまちづくり”を推進していくため、「真庭市図書館基本計画」（以下、「計画」という。）を策定しました。

I 真庭市図書館基本計画の概要

I - 1 計画の位置づけ

真庭市教育委員会では、平成24年11月に『真庭市図書館基本構想』を策定し、図書館のあり方について方針を示しています。また、真庭市では平成27年1月に『第2次真庭市総合計画』を策定しました。

本計画は、『第2次真庭市総合計画』で掲げている、教育の観点から一人ひとりの可能性を広げることを目的とし、『真庭市教育振興基本計画』の真庭市教育行政重点施策に掲げる「生涯学習意識の醸成と環境づくり」に位置づけられた“本の香りのするまちづくりの推進”の実現に向けて、『真庭市図書館基本構想』の方針を基に、真庭市立図書館の運営に必要な施策を実現するために策定するものです。



I - 2 計画の期間

本計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。今後、第2次真庭市総合計画の基本方針や情勢の変遷を反映していくとともに、必要に応じて計画期間中の見直しを行います。

Ⅱ 真庭市図書館基本計画の施策

Ⅱ - 1 施策の方針

真庭市民が本を手にとることをより身近に感じ、子どもにとって読書をすることは、心の成長を促進し、教養を深めるという観点から大変重要です。大人にとっても様々な知識や情報を得ることは、精神面での充実感だけでなく、生活をする上での必要な情報を得ることが出来るものです。

よって、図書館を充実することにより、心豊かな生活を送ることが出来る地域にしていくための施策を以下に掲げます。

Ⅱ - 2 基本施策と施策内容

<図書館体制>

(1) 中央図書館

現在、真庭市立図書館・室における市民1人当たりの蔵書冊数は、県内市町立図書館の平均を上回っているものの、施設ごとに重複して同一書籍を有していることもあり、書籍数は十分とは言えない状況です。また、日本図書館協会の示す、人口を基に算出する蔵書冊数と比較すると、真庭市立図書館・室全体の蔵書冊数も十分なものとは言えません。そのため、専門書も含めた蔵書を有するとともに、地区図書館・室の運営を統括する、基幹となる図書館（以下、「中央館」という。）を新たに指定します。指定については、利用者の利便性、収蔵能力、施設整備コスト等の観点を考慮して検討します。

※1人当たりの蔵書冊数…岡山県内市町立図書館の平均：3.3冊

真庭市立図書館・室全体：3.8冊

※基準と現状…日本図書館協会の示す蔵書冊数基準：251,000冊

真庭市立図書館・室全体の蔵書冊数：179,000冊

(2013年度実績)

2018 年度実績（岡山県内公共図書館調査より）

※岡山県内市町立図書館の平均：3.7 冊

真庭市立図書館全体：5.3 冊

※真庭市立図書館全体の蔵書冊数：242,100 冊

（２）地区図書館・室

面積が広い真庭市において、市民が図書に触れる機会を確保するため、各地域の図書館・室を維持していきます。

各振興局単位に1つの市立図書館を整備完了

（３）特徴ある各図書館の資料収集

将来的には、各地域の特徴を踏まえた特色ある資料収集とその活用に努めます。

各図書館で地域の特色をふまえた資料収集を実施し、コーナーを設置

（４）自動車文庫の活用

広域にわたる図書館サービスの提供を実現していくため、引き続き自動車文庫を活用していきます。

蒜山館から引き継ぎ、令和元年7月に中央館より自動車文庫の本格運行を開始

（５）学校図書室の活用

市民が身近に図書に触れる機会を確保するため、高等学校も含め学校図書室の活用を検討します。

当初、小・中学校、高等学校の「学校図書室」を市民も利用できるように、と考えられていたが、学校図書館自体の整備が未完了であるため検討の俎上にのっていない

まずは、将来の真庭市民である子どもが読書に親しみ、情報を活用する力を身につけていくために小・中学校の学校図書館を整備していくことが急務である

(6) 効率的な資料の収集

中央館と地区図書館・室との役割分担を踏まえて、計画的な資料収集を行います。また、必要な資料の収集を効率的に行うため、古書の購入や寄贈本の受け入れを行います。

- ・各図書館の蔵書をバランスよく構築するために、地区館からの購入希望リストをもとに中央館で選定会議を行っている
- ・必要に応じて古書や寄贈本の受け入れを行っている

以上のことを踏まえ、図書館の組織体制（図1）を位置付けます。

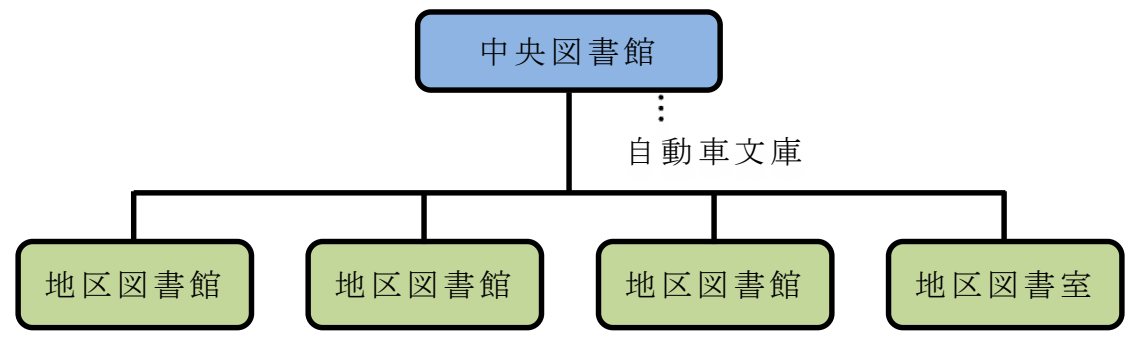


図1：図書館組織図（イメージ図）

<図書館運営>

(7) 専任館長の配置

地域社会の現状と将来を見据えた図書館運営の責任者として、専任館長を中央館に配置します。

令和2年度特別職非常勤の専任中央館長が着任

(8) 市民が主役の読書機運の醸成

読み聞かせや行事に加えて、利用者による図書の紹介等により、市民が主役の読書機運の醸成を行います。市民が主役となって情報発信を行う際には、市広報の活用や真庭いきいきテレビとの連携を行います。

- ・イベントの一つとして利用者による図書の紹介を行っている館もある
- ・タウン誌と中央図書館内専用スペースで中央図書館サポーターズが図書の紹介を行っている

<行政政策>

(9) 喫茶スペースの設置

快適に過ごすことができる図書館づくりを目指すため、図書館内（または図書館付近）に特定の場所で喫茶スペースを検討します。

館内に専用の飲食スペースがあるのは中央図書館のみ。各図書館ともふた付飲み物は持ち込み可能。

(10) 開館時間延長のモデル実施

利用者の利便性を考慮し、市民ニーズに沿った夜間開館をモデル的に試験実施します。身近に本のある生活をめざし、仕事がある人も就業後に気軽に図書館を利用できる環境を整えていきます。

中央館開館と共に、全館の開館を9時にそろえ、閉館時間を地域事情を勘案して館ごとに定めた。中央館 19時、北房、落合、久世、蒜山 18時、美甘、湯原 17時

(11) まち並み図書館との連携

まち並み図書館との連携を行い、市民に対する図書サービスの充実を図ります。

平成30年度までに13か所にまち並み図書館を設置。令和元年度に2カ所追加し計15か所に設置した。

